

京都府医療機関物価高騰対策事業交付金交付要領

(趣旨)

第1条 知事は、物価高騰により厳しい経営状況にある医療機関の負担を軽減するため、各施設に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要領の定めるところにより、予算の範囲内において交付金を交付する。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 病院 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院をいう。
- (2) 診療所 医療法第1条の5第2項に規定する診療所をいう。

(交付対象事業等)

第3条 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）、交付金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）及び基準額は、別表1に定めるところとする。

(交付申請)

第4条 規則第5条に規定する申請書は、別記様式によるものとし、知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

(交付決定等)

第5条 知事は、申請書を受領したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、交付金について規則第6条に規定する交付決定及び規則第14条に規定する額の確定を同時に行うものとする。

(実績報告)

第6条 規則第13条の規定による実績報告については、申請書の提出をもって実績報告書の提出があったものとみなす。

(交付金の経理等)

第7条 交付金の交付の決定を受けた者は、交付金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を交付事業の完了した日の属する年度の終了後10年間保存しなければならない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年12月21日から施行し、令和5年度分の交付金から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度分の交付金から適用する。

別表1（第3条関係） 別紙のとおり

別記様式（第4条関係） 略

別紙

別表 1 (第 3 条関係)

交付対象事業		交付対象者	基準額
区 分	内 容	要 件	
食材費支援事業	病院又は有床診療所の利用者へ提供する食事の材料費の高騰に対応するため、各施設の許可病床数に応じて交付金を交付する。	令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 5 月 31 日までの期間において、継続して保険医療機関として指定を受けている病院又は有床診療所を運営する者 ただし、地方自治体の一般会計で直接運営する施設を除く。	1 病床 3,200 円

備考 国、地方公共団体その他の公的機関が運営する施設へ交付する場合は、基準額に 1 / 2 を乗じて得た額を基準額とする。